

令和7年度

量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築
(光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP))

公募要領

公募受付締切日

令和7年6月16日(月)18時必着

文部科学省

令和7年5月

量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築のポイント

1. 文部科学省では、経済・社会的な重要課題に対し、量子科学技術（光・量子技術）を駆使し、非連続的な解決（Quantum leap）を目指す研究開発プログラム「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」を実施しています。
2. Q-LEAP では、プログラムディレクター（PD）の研究開発マネジメントのもと、以下の3つの技術領域で、それぞれネットワーク型研究拠点を形成し、領域毎にフラッグシップ（Flagship）プロジェクトと基礎基盤研究を実施しています。
 - ① 量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）
 - ② 量子計測・センシング
 - ③ 次世代レーザーまた、次世代を担う人材育成の強化を目的として、人材育成プログラム領域を設置し、PD のマネジメントのもと、教育プログラムの開発を推進しています。
3. 現在、量子技術の利活用が始まりつつあり、諸外国で量子技術に関する国家戦略が策定されるなど、研究開発の国際競争・国際連携の動きが加速しています。こうした中、世界に伍して我が国が量子技術の研究開発のリーダーシップを発揮するためには、国際的に活躍できる研究者・技術者の層の厚みを増やすことが不可欠です。

このため、本件においては、人材面から Q-LEAP の各研究課題を加速するとともに、世界のトップ研究者コミュニティにおける我が国の人材層の厚みを飛躍的に広げるため、Q-LEAP の支援業務として、修士・博士課程学生等を対象とした量子サイエンススクールに関する運営体制構築や調査分析を行える機関を募集します。
4. 本件公募においては、下記を重視します。
 - ① 量子技術関連分野の人材層の厚みを飛躍的に高めるため、講師は量子分野のトップ研究者を招くとともに、参加者は量子情報、量子計測・センシング、量子通信等に加え、量子以外も含め幅広い分野から募集すること。
 - ② 継続的な研究人材の育成・確保のため、将来にわたり安定的、持続的にサイエンススクール実施できる運営主体・体制を構築すること。
 - ③ 中長期的には国内外から著名な研究者を講師として招聘し、外国人学生の参加する国際量子サイエンススクールを目指すこと。

<主なスケジュール>

募集開始	令和7年5月26日（月）
公募説明会	令和7年6月2日（月）14時～15時
募集受付締切	令和7年6月16日（月）18時
書面審査	令和7年6月下旬（予定）
面接審査	令和7年6月下旬（予定）
採択課題の通知・発表	令和7年7月上旬（予定）
業務開始	令和7年7月下旬（予定）

注1 面接対象となった提案者には、面接審査日の概ね1週間前をめぐりに文部科学省よりご連絡します。

注2 面接を行う具体的な日時については、文部科学省から指定させていただきます。

目次

第1章 提案公募にあたって	5
1.1 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）の概要.....	5
1.2 Q-LEAP の運営体制.....	6
1.3 Q-LEAPにおける本支援事業の位置づけ.....	7
第2章 募集・選考について	8
2.1 募集対象となる業務提案.....	8
2.2 募集期間.....	8
2.3 採択予定件数及び規模.....	8
2.4 応募要件.....	8
第3章 事業概要	15
3.1 審査等について.....	18
3.2 その他.....	19
第4章 契約について	20
4.1 委託契約の締結について.....	20
4.2 知的財産権の取扱い.....	21
4.3 取得資産等の取扱い.....	21
第5章 進捗管理、事業の実施について	23
5.1 進捗管理.....	23
5.2 事業費の適正な執行について.....	23
5.3 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	29
5.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	30
第6章 提出書類の作成、提出等について	32

6.1 提出書類の作成・提出等について.....	32
6.2 提出期限.....	344
6.3 注意事項.....	344
6.4 課題などの情報の取り扱い.....	344
代表機関の長による申請書.....	35
表紙（様式1）.....	36
代表者の基本情報（様式2）.....	37
全体構想（様式3）.....	38
事業体制（様式4）.....	39
事業予算計画（様式5）.....	41
事業費の応募・受け入れ等の状況（様式6）.....	44
人権の保護及び法令等の遵守への対応（様式7）.....	46
誓約書（様式8）.....	47
別紙1.....	48
別添.....	55

第1章 提案公募にあたって

1.1 光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP) の概要

第6期科学技術・イノベーション基本計画において、我が国は人々の豊かさをもたらす「超スマート社会 (Society 5.0)」を世界に先駆けて実現するとし、量子科学技術 (光・量子技術) を新しい価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術の1つと位置付けています。

量子科学技術における近年の目覚ましい進展により、Society 5.0 実現に向けた社会課題の解決と産業応用を視野に入れた新しい技術体系が発展する兆しがあります。また、経済・社会の様々な課題が複雑化する中、量子科学技術は、高度な情報処理から、材料・ものづくり、医療まで広範な応用が可能であり、非連続に課題を解決する可能性を有しています。

海外ではこの数年、米欧中を中心に量子科学技術に係る産学官の研究開発投資や産業応用の模索が拡大しています。日本においては、我が国の産学官が培ってきた科学技術における強み (知識、人材、ネットワーク等) をベースに、他国の追随に対して簡単にコモディティ化できない知識集約度の高い技術体系を構築していくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は、平成30年度から、経済・社会的な重要課題に対して、量子科学技術を駆使して非連続的な解決 (Quantum Leap) を目指す研究開発プログラム「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」を実施しています。

Q-LEAP では、量子情報処理 (主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)、量子計測・センシング、次世代レーザーの技術領域と人材育成プログラム領域があり、領域毎に、異分野融合、産学連携のネットワーク型研究拠点による研究開発を推進するとともに量子技術分野の人材層を持続的に強化していきます。また、Q-LEAP の着実な推進を図るため外部有識者により構成されるガバニングボードを文部科学省に設置しています。さらに、領域毎に文部科学省がガバニングボードの承認を経てプログラムディレクター (PD) を任命し、当該PDに担当領域の実施方針の作成・変更、予算配分等の権限を集中させることとしています。

Q-LEAP では「量子技術イノベーション戦略 (令和2年1月)」のロードマップ、「量子未来社会ビジョン (令和4年4月)」、「量子未来産業創出戦略 (令和5年4月)」、「量子産業の創出・発展に向けた推進方策 (令和6年4月)」に基づき、明確な研究開発目標、マイルストーンの設定を行い、PDによるきめ細やかな進捗管理のもと、トップダウン的なアプローチの研究開発を行います。

1.2 Q-LEAP の運営体制

Q-LEAP の着実な推進を図るため外部有識者により構成されるガバニングボードを文部科学省に設置しています。

ガバニングボードでは、Q-LEAP 全体のマネジメントとして各領域の進捗状況の確認や領域を超えた連携の指示、領域毎の実施方針の確認、領域毎の予算配分の決定等を行います。また、Q-LEAP 全体の最終評価案の作成、評価結果を踏まえた各領域への指示も実施します。

また、文部科学省から任命されたPDが、担当領域全体の運営総括責任者として、研究開発の全般的なマネジメントを行います。具体的には、担当領域の実施方針の作成・変更や研究開発の進捗管理、最終評価案の作成等を行います。実施方針には、人材育成プログラムの開発目標や実施内容、開発マネジメント等を記載します。

さらにPDによる担当領域の研究開発マネジメント活動への助言、補佐を行うため、外部有識者等により構成されるアドバイザリーボードを設置します。アドバイザリーボードでは、国内外の開発動向や企業動向に関するベンチマークの分析、コアコンピタンス分析等を実施し、PDによる担当領域の研究開発マネジメント活動への助言、補佐を行います（図1参照）。

※運営体制については URL を参照 (<https://www.jst.go.jp/stpp/q-leap/index.html>)

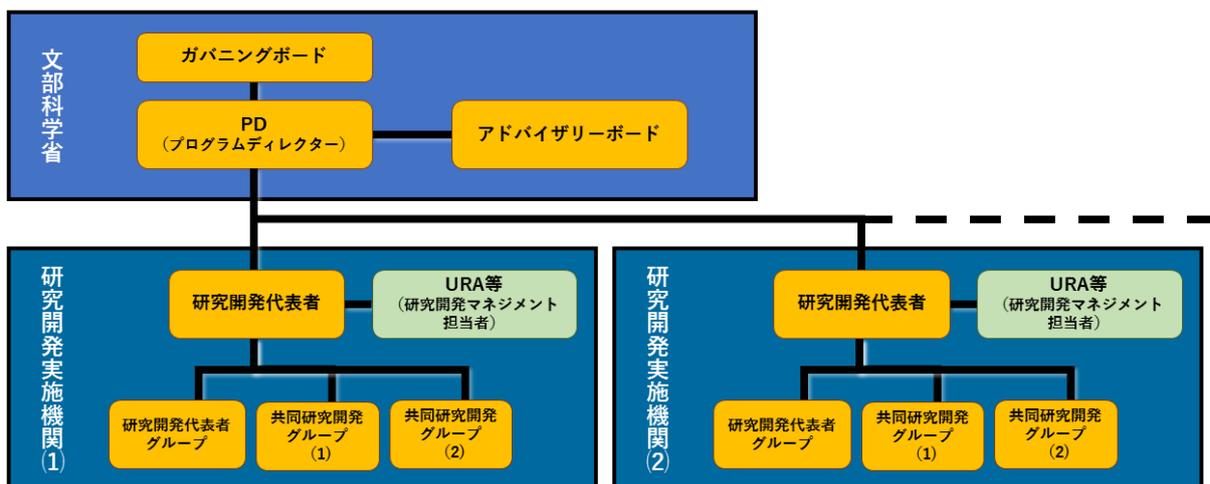


図1 Q-LEAP の運営体制 (概略図)

1.3 Q-LEAPにおける本支援事業の位置づけ

量子技術に関する研究開発の国際競争・国際連携の動きに対応するためには、Q-LEAPにおいて行われている研究開発の成果を最大化することが不可欠です。このため、人材面からQ-LEAPの各研究課題を加速するとともに、ひいては世界のトップ研究者コミュニティにおける我が国の人材層の厚みを飛躍的に広げるため、Q-LEAPの支援業務として、修士・博士課程学生等を対象とした量子サイエンススクールに関する運営体制構築や、参加者派遣による諸外国のサマースクールの取組内容等の調査分析を実施します。

第2章 募集・選考について

2.1 募集対象となる業務提案

第3章に記載の実施概要を踏まえ、提案を行ってください。

2.2 募集期間

令和7年5月26日（月）～6月16日（月）18時【厳守】

2.3 採択予定件数及び規模

量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築

採択件数：1件程度

予算規模（一般管理費込み）：以下を上限とする。

1年目：2480万円

2年目：2480万円

3年目：2480万円

4年目：2590万円

5年目：2590万円

なお、複数の提案があった場合など、審査結果を踏まえ、提案内容に応じて予算配分額を調整させていただく可能性もございますので、あらかじめご留意ください。また、2年目以降の予算規模の上限は変動する可能性があります。

2.4 応募要件

(1) 応募者に必要な資格

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であることとします。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するとします。また、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこととします。

(2) 応募者の要件

本件業務を実施できる能力を有し、文部科学省と委託契約を締結できる下記に示す国内

の機関（法人格を有するものに限る）のいずれかを対象とします。応募は機関の長、もしくは機関の長から権限を委任された者を代表者として行うものとします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 技術研究組合
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）

なお、応募から業務終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、代表者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

(3) 事業実施体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 提案する事業構想を実現する上で最適な体制であること。
- ② 共同実施者を配置する場合、共同実施者は事業実施構想実現のために必要不可欠であって、事業目標の達成に向けて大きく貢献できる者であること。
- ③ 本事業を主たる担当として推進し、文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に代表者と連絡を取ることができる代表者と同じ機関に所属する担当者（以下、担当者という。）を指定すること。なお、代表者が事務担当者を兼ねることはできない。

(4) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

- ① 不合理な重複に対する措置

同一の実施者による同一の事業（競争的研究費等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ。）の複数の競争的研究費等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがある。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の課題について、複数の競争的研究費等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費等と実質的に同一の課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではないが、他の競争的研究費制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している内容が異なる場合においても、実施機関に当該年度に配分される事業費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その事業期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがある。

- ・ 実施機関等の研究者等の能力や支援方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該課題に配分されるエフォート（実施者等の全仕事時間※100%に対する当該業務の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な事業費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し採択

された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

※実施者の全仕事時間とは、支援業務や研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

③ 不合理な重複及び過度の集中の排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当に情報提供する場合がある。また、他の競争的研究費制度等におけるこれらの確認を行うため、求められた際に、同様に情報提供を行う場合がある。

(5) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠である。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することが重要である。

かかる観点から、競争的研究費等その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagkoku-000019002_1.pdf

(6) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

①委託費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った実施者（共謀した実施者も含む。（以下「不正使用等を行った実施者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した実施者^{※2}に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本制度への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした実施者名、制度名、所属機関、事業課題、予算額、事業年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同実施者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への代表者又は共同実施者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した実施者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した実施者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）
1. 不正使用を行った実施者及びそれに共謀した実施者	(1)個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2)(1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した実施者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った実施者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、委託費の不正使用等を行った実施者や、善管注意義務に違反した実施者のうち、本制度への申請及び参加資格が制限された実施者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、事業年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

においては、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(7) 他の競争的研究費等の応募受入状況

代表者及び各共同グループ代表者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の他の競争的研究費等(国外のものを含む)(※)について、資金制度名毎に記入してください。

「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、事業課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照しますので、正確に入力してください。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、本事業の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

※ 国内外を問わず、競争的研究費等のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。

(8) 本事業の目的等に著しく合致しない場合の措置

文部科学省において、提案された内容が本事業及び公募対象プログラムの目的に著しく合致しないと認められる場合、審査対象から除外することがあります。

第3章 事業概要

(1) 背景

量子技術の「黎明期」においては、研究者の創造的な発想に基づく基礎研究と応用研究を核として実用化が進められてきた。現在、量子技術の利活用が始まりつつあり、諸外国で量子技術に関する国家戦略が策定されるなど、国際連携・国際競争の動きが加速している。

こうした中で、世界に伍して我が国が量子技術の研究開発においてリーダーシップを発揮するためには、国際的に活躍できる優れた研究者・技術者の層の厚みを増やすことが不可欠である。一方で、近年、日本以外のアジア諸国の台頭や新型コロナウイルス感染症による影響等もあり、国際会議の日本人の招待講演者数は相対的に低下傾向にあり、量子分野においても、我が国の世界の研究者コミュニティでの存在感が低下するおそれがある。

諸外国では、トップ研究者と学生、若手研究者が一堂に会し、短期集中的に教育プログラムを行うサマースクール（又はサイエンススクール）が、フランス（Les Houches School of Physics）や米国コロラド（Aspen Center For Physics）などで継続的に開催されており、その分野における次世代研究者育成と研究者コミュニティの形成に大きく貢献している。

これまで日本においても、CREST や FIRST、Moon Shot や Q-LEAP 事業によって、また、個別機関では沖縄科学技術大学院大学（OIST）などにおいて、夏期に「量子サマースクール」が実施されてきた。各サマースクールは参加者からの評価が非常に高く、長期継続的な開催が望まれているが、個々の事業に運営体制が付随し持ち回りで実施されていることもあり、年度ごとや各事業間で運営ノウハウなどが蓄積、継承されず、また、事務運営組織の人的・金銭的負担の課題もあり、継続的なサマースクール開催は困難な状況にある。さらに、個別機関のみで実施するサマースクールでは所属教員の研究分野にテーマが限定されがちであるため、量子技術の幅広いテーマを扱うことは難しい。

このため、令和7年度においては、人材面から Q-LEAP の各研究課題を加速するとともに、世界のトップ研究者コミュニティにおいて我が国が存在感を発揮し続けるため人材層の厚みを増すことを目的に、Q-LEAP の支援業務として、修士・博士課程学生や若手研究者を対象とした量子サイエンススクールプログラムを実施するとともに、

その継続的な実施に必要な体制の構築、諸外国のサイエンススクールプログラムの調査分析を行う。

当該プログラムの実施を通じ、量子コンピュータ（ハード、ソフト）、量子通信・ネットワーク、量子計測・センシング、量子マテリアルといった量子分野を横断した人的ネットワーク形成のプラットフォームを構築するとともに、中長期的には国際的な量子サイエンススクールの開催を目指す。さらには、こうした取組を通じ、国際学会等で活躍する研究者の育成・確保に資するとともに、将来的には著名な国際会議で議長職を務める等のトップ研究者コミュニティ活動をけん引する人材を増やすことを目指す。

(2) 事業内容

① 目的

我が国の世界のトップ研究者コミュニティにおける人材層の厚みを飛躍的に広げるため、修士・博士課程学生や若手研究者を対象とした量子サイエンススクールプログラムの実施、量子サイエンススクールの継続的な実施に向けた運営体制の構築、諸外国のサイエンススクールへの参加者派遣による調査分析を目的とする。

② 事業課題

上記1の目的を達成するため、以下に掲げる業務を実施する機関を募集する。

- ・ 修士・博士課程学生から若手研究者までを対象に、各量子分野のトップ研究者から幅広いテーマを包括的に学ぶことができ、分野や世代を横断した研究者プラットフォーム形成が可能な量子サイエンススクールの開催
- ・ 単発的な実施で終わらず、良質な研究者人材育成プログラムとして、量子サイエンススクールを継続的に提供できる運営体制の構築
- ・ 海外の著名なサイエンススクールなどへの学生の派遣及び著名スクールに関する調査の実施
- ・ 中長期的には国内外からのトップ研究者の講師としての招へいや、海外からの参加者も募集する国際的な量子サイエンススクールの開催

③ 実施要件

次の事項を考慮要件として提案、実施すること。

- ・ 業務期間は原則5年間（令和7年～令和11年度）
- ・ 本業務期間中は、本事業を推進する主たる担当者を配置して継続的に量子サイエ

ンススクール実施できる運営体制を構築すること。

- ・ 講義は、最先端を目指す学生やポスドクを最短距離で量子分野の最前線に導くため、また、スクール講師となる研究者の学問を深化させ体系化させる機能も持つことから、基礎的な内容のみならず、世界トップレベルの研究者・技術者によるコロキウムや先端講義などの機会も設けること。
- ・ 量子情報処理、量子計測・センシング、量子通信・暗号、量子セキュリティ、量子マテリアルなどの量子分野のほか、量子以外の分野など様々なバックグラウンドを持つ者が参加できる機会とすること。また、大都市圏の大学・研究機関のみならず、地方からの参加も促すものとする。
- ・ サイエンススクールは、研究を自身の職業に選択した大学院生・ポスドクに、世界の最先端とは何か、そこで活躍する研究者はどんな人達なのかを直接に見せる側面もあることから、講師と参加者の十分な交流・ネットワーク形成の機会を確保すること。
- ・ 開催場所の選定、日程、カリキュラムなどは、参加者が集中的かつ有意義に学習や交流活動ができるよう、研修施設の活用など、参加者からのフィードバックも内包したプログラムの継続的な改善を試みる。
- ・ 量子技術イノベーション拠点や産業界、各種コンソーシアム、大学・研究機関、学会、自治体、関係府省庁や他の事業等と連携し、本事業のサイエンススクールへ量子技術に興味のある全国の大学・機関の学生が容易にアクセス、参加できるようにすること。
- ・ 日本から諸外国のサイエンススクール参加者を派遣し、現地のスクールについて調査を行うとともに、海外研究者とのネットワーク形成を図ること。また、その参加者をそれ以後に本事業で開催されるスクールに招聘して次期派遣候補者となりうる学生等と交流する機会（報告会、座談会、レクチャー等）を設けるなどにより、継続的な海外スクール派遣を実施できる人的サイクルの構築に努めること。

④ マイルストーン

事業の進捗度合を把握・管理するのに適切なマイルストーンを設定すること。

マイルストーン例：

1年後：プログラム運営体制の構築、諸外国のサイエンススクールへの学生

派遣準備

2年後：プログラムの作成

量子サイエンススクールの試行と効果測定

3年後：フィードバックを踏まえたプログラムの見直し、再試行、効果測定

5年後：国際量子サイエンススクールの試行と効果測定

(3) その他

- ・ 必要に応じて Q-LEAP 人材育成プログラム採択課題 (<https://www.jst.go.jp/stpp/q-leap/jinzai/kadai.html>) や Q-LEAP の他の技術領域で行われる人材育成活動、人材育成・イノベーション創出関連プログラム等との連携も検討し、効率的な運用となるように留意すること。
- ・ 政府が公表している政策文書等も参考に検討すること。
 - ✓ 量子人材育成・確保の推進方策について（令和4年2月10日量子科学技術委員会決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kiso-000020510_1.pdf
 - ✓ 量子未来社会ビジョン（令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/ryoshimirai_220422.pdf
 - ✓ 量子産業の創出・発展に向けた推進方策（令和6年4月9日量子技術イノベーション会議より報告）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/240409_q_measures.pdf
- ・ 目標・計画は最新の国内外の研究開発動向を踏まえたベンチマークのもと、定期的に見直すこと。

3.1 審査等について

(1) 審査方法

審査会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。

具体的には、応募された提案毎に、様式不備の有無、応募要件との適合性を確認した上で、審査会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び代表者等に対する面接審査を実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された提案のみに実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査要項

応募された提案については、評価項目及び審査基準に基づき、図2の審査の流れに沿って総合的に審査を行います。具体的な審査要項については、「別紙1」を参照してください。

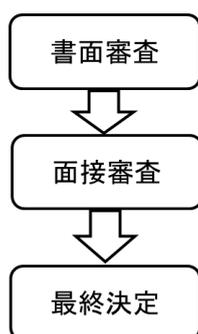


図2 審査の流れ

(3) 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果及び面接審査の結果に基づく採択の可否については、事業マネジメント担当者及び事務担当者に対して通知します。

なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。

また、採択にあたっては、審査会が提案の内容、実施期間、必要な経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

3.2 その他

提案書類は、返却されません。

提案書類は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）その他の観点から、当該入札以外の目的には使用せず、提案内容に関する秘密は厳守します。

なお、契約締結に至った提案は、必要に応じて公表されることがあります。

第4章 契約について

4.1 委託契約の締結について

第3章に基づく審査の結果、採択された提案については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和7年2月改正）」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者（受託者）と提案書を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容等を勘案して決定するため、契約予定者（受託者）の提示する金額と必ずしも一致しません。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。契約条件を調整するために、必要に応じて業務計画書の変更を行う場合があります。

なお、契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがあります。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

（契約締結に当たり必要となる書類）

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和7年2月改正）」を参照していただくことになります。

（再委託契約について）

受託者（代表機関）が事業課題を実施するにあたって、参画機関に本委託契約の一部を委託する場合は、参画機関との間において再委託契約を締結していただくとともに、再委託における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理していただきます。

（委託費の額の確定等について）

委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実施報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った事業の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます。

4.2 知的財産権の取扱い

本件委託業務の成果にかかる下記の知的財産権については、事業成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利が帰属することとなります。再委託先である各共同参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管実施機関と共同参画機関の間で取り決めておいてください。

- ・ 特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・ 著作権（著作権法）
- ・ 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- ・ コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

4.3 取得資産等の取扱い

(1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理者の注意をもって管理することとします。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

第5章 進捗管理、事業の実施について

5.1 進捗管理

- (1) PDは、進捗状況や成果等を把握し、ガバニングボードに対して年1回の報告を行う必要があります。
- (2) 進捗状況等の結果により、以後の事業を変更（委託費の増額・減額や研究開発グループ構成の見直し等を含む）又は中止させることがあります。

5.2 委託費の適正な執行について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本件の応募、実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、委託費の管理・監査体制の整備を行い、委託費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- ※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを御参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本件の契約に当たり、各実施機関(※)では標記ガイドラインに基づく委託費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版手

チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結前の指定する日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

ただし、令和6年度版チェックリストを提出している機関は、上記に関わらず契約は認められますが、令和7年度版チェックリストを令和7年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp//organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取り組みについて機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

本件への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下

の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本件の契約に当たり、各実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結前の指定する日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和6年度版研究不正行為チェックリストを提出している機関は、上記に関わらず契約は認められますが、この場合は、令和7年度版研究不正行為チェックリストを令和7年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分または措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- (5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加資格制限の措置

研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本件への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）	
特定不正行為に関与した者	1. 研究開発の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究開発に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年	

特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③ 競争的研究制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機構法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

④ 不正事案の公表について

本件において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究開発分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究開発機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(6) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本件に参画する実施者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究開発活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求め

られているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案が採択された後、契約手続きの中で、代表者は、本件に参画する実施者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(7) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行なわれた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度等※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度等」について、令和5年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和4年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(8) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

(9) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費の30%以内（直接経費の30%に当たる額が50万円以下の場合は50万円）としています。

5.3 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・

USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提要やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となる得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

5.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交

流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

第6章 提出書類の作成、提出等について

6.1 提出書類の作成・提出等について

(1) 提出方法

提案書類の提出にあたっては、以下のとおり電子メールに添付することで行うものとする。

- (i)メールの件名には、「(機関名)量子サイエンススクールプログラム申請」とすること。
- (ii)提出する電子ファイルの形式については、様式と同じもの(Word)とすること。
加えて、提案書類を一つまとめたPDF形式のファイルも提出すること。
- (iii)受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知するが、受領の連絡がない場合、下記の連絡先まで連絡すること。

(提案書類の提出先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
文部科学省研究振興局 基礎・基盤研究課 量子研究推進室
TEL: 03-6734-4115
E-mail: ryouken@mext.go.jp

(2) 提案書類の様式

(i) 提出書類

提出書類は、以下の通りです。

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ 誓約書(※)

企画提案書の一覧は以下の通りです。具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。提出時には青字の注釈・例示は全て削除してください。様式については巻末にまとめてあります。

※ 誓約書の提出

- ・ 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当し

ない旨の別添の誓約書を提出してください。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出してください。

- ・ 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとします。

(ii) 提案書類の様式は、以下のホームページからダウンロードすること。

<https://www.mext.go.jp/>

様式一覧：

様式番号	書類名
	代表機関の長による申請書
様式 1	表紙
様式 2	代表者の基本情報
様式 3	全体構想
様式 4	事業体制
様式 5	事業予算計画
様式 6	研究開発費の応募・受け入れ等の状況
様式 7	人権の保護及び法令等の遵守への対応
様式 8	誓約書

(3) 提案書類の作成

(i) 以下の書類を提出すること

- ・ 提案書 (Word)
- ・ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

(ii) 提案書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とならない場合がある。また、採択後においても採択を取り消すことがある。

(iii) 公平な審査を行うため、提出期限後の書類の提出、差し替え及び訂正は一切認め

ない。

6.2 提出期限

令和7年6月16日（月）18時 必着

（当日17時までの送信記録のあるもの）

6.3 注意事項

- ・ すべての提出書類を上記6.2の提出期限までに提出すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合、審査対象とならない。
- ・ 提出期限後の書類の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。
- ・ 提出後に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の取り消しがあった場合、速やかに申し出ること。

6.4 課題などの情報の取り扱い

提案書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）等の観点から、応募内容に関する秘密は厳守する。詳細は以下を参照すること。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/gaiyo.html

但し、機関の選定を終了した段階で、採択予定機関名等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、適当な時期に文部科学省のホームページ等において公開する。

代表機関の長による申請書

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

※1 代表機関の長による申請書の見本は以下のとおり。

※2 書類のスキャンデータを提出してください。

【例示】

				文	書	番	号
				令和	年	月	日
文部科学大臣 殿							
				機関名 機関長名			
量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築に係る申請について							
標記の件について、別添のとおり申請いたします。 なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた体制整備等自己評価チェックリストについては提出済みです。							
事業課題名				記			
				令和4年4月以降に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合のみ記載してください。			

表紙（様式1）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

事業課題名						
事業期間	令和7年 ～ 令和11年 3月（ 5年間）					
委託費 （直接経費） （百万円）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
代表者氏名						
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}						
連絡先 ^{※2}	Tel.		E-mail			
事業マネジメント担当 者氏名	代表者の兼任不可					
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}						
連絡先 ^{※2}	Tel.		E-mail			
事務担当者氏名						
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}						
連絡先 ^{※2}	Tel.		E-mail			

※1 現在の所属機関と採択後の所属機関が異なる場合には、採択後に所属する機関を記載してください。

※2 審査の結果等の連絡が可能な連絡先を記入してください。

代表者の基本情報（様式2）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

氏名			
国籍		生年月日（西暦）	
所属機関・部局・役職			
住所又は居所			
兼業先機関・部局・役職 ※			
住所又は居所※			
学歴（大学卒業以降）	<p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 博士（〇〇学）（〇〇大学）取得</p>		
事業歴 （主な職歴と研究内容）	<p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部 （〇〇〇〇について開発）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学特任准教授 （〇〇〇〇に関する研究に従事）</p> <p>令和〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部 （〇〇〇〇事業担当）</p>		
代表者の情報	<p>URL：</p> <p>【代表者情報を収載しているホームページ（研究室ホームページ、researchmap ページ等）があれば URL を記載ください】</p>		
その他特記すべき活動歴	<p>（社会貢献活動、国際活動等本事業に関わる特記事項があれば任意記入）</p>		
応募者の資質に 関する情報	<p>（代表者として、自らが適任であるとする理由）</p>		

※ クロスアポイントメント等で他の機関にも所属している場合は、記載してください。

また、兼業先が複数ある場合は、必要に応じて行を追加してください。

全体構想（様式3）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

1. 事業の目標

事業を通じて達成する目標について、簡潔かつ明確（客観的に事業の成否の判断が可能なように）に記載してください。

2. 目標設定の背景

提案する事業の重要性・必要性が明らかとなるよう、第3章事業概要にある「目的」「事業課題」「事業要件」を踏まえて記載してください。

3. 事業計画とその進め方

サイエンススクールの実施と海外スクール派遣を中心に、第3章事業概要にある「目的」「事業課題」「事業要件」を踏まえて具体的な事業の内容・計画を記載してください。「1. 事業の目標」をどのように達成しようとするのか、構想・計画を具体的に示していただくために、マイルストーン(計画達成度の判断基準と時期)を示してください。また、スクール受講希望者の規模、受講者の目標人数、海外派遣者数などの数値目標も記載してください。

4. 事業終了後の運営計画

本事業終了後の運営計画（スクール受講希望者の規模予想、受講者の目標人数、海外派遣者数を含む）について記載してください。持続的な運営を行うための実施体制などを具体的に示してください。

…様式3は、8頁を超えないこと…

事業体制（様式4）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

1. 事業体制に関する構想

本欄には、確実に参加が見込まれる主要な事業機関及び参加時期、また、同機関の役割・必要性、同機関からの参加予定の主たる共同事業担当者について記載してください。将来的に参加を期待する事業機関及び参加時期については、可能な範囲で記載してください。

2. 事業体制の概略図

当初の体制と将来的な体制とが異なる場合は、両方とも記載してください。

3. 量子技術を行う研究機関・コミュニティとの連携方法

連携する研究機関について、連携の概要も含め記載してください。

…上記1～3は、2頁を超えないこと…

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

(1) 実施体制

代表者	機関名・所属 ^{※1}	役職	エフォート ^{※2}
事業 参加者氏名 ^{※3,4}	機関名・所属 ^{※5} (上記と同じ場合には省略可)	役職	エフォート ^{※2}

※1 現在の所属機関と採択後の所属機関が異なる場合には、採択後に所属する機関を記載してください。また、特記事項にてその事情・理由をお知らせください。

※2 エフォートには、事業者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち本件業務の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

※3 事業参加者の行は、必要に応じて追加してください。提案時に氏名が確定していない参加者等の場合は、「参加者〇名」といった記載をしてください。

事業予算計画（様式5）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・費目別の事業費計画と共同事業実施者別の事業費計画を年度ごとに記載してください。
- ・事業費は、本事業全体の予算状況等に応じ、採択時や事業機関の途中に見直されることがあります。
- ・共同実施者の数に上限はありませんが、提案する構想の遂行に最適でかつ必要十分であることが分かるように共同実施者の役割・位置づけを明確にして編成してください。

1. 委託費計画総括表

	初年度 (開始～ R8.3)	2年度 (R8.4～ R9.3)	3年度 (R9.4～ R10.3)	4年度 (R10.4～ R11.3)	5年度 (R11.4～ R12.3)	合計
事業代表 グループ						
直接経費 計						
一般管理 費 計						
合計						

- ・共同実施者の行は適宜、追加・削除してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

2. 各項目別の事業費計画

(金額単位：千円)

	一般 管理 費	直接 経費	使用内訳				
			設備備品費	消耗品費	旅費	人件費・謝金	その他
令和7年度							
令和8年度							
令和9年度							
令和10年度							
令和11年度							
総計							
主な設備備品費の明細 (1件 5,000 千円以上)							
年度	品名・仕様		数量	単価	金額	主として使用する 者及び設置機関名	購入予定 時期
設備備品費の必要性							

- ・ 一般管理費については、参考資料「一般管理費の考え方について」を参照してください。
- ・ 経費項目は別紙2を参照してください。

一般管理費の考え方について

I. 一般管理費

一般管理費とは、直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）ではない間接的な経費を指し、当該経費は、直接経費に対して一般管理費率を乗じて得られた額とする。

II. 一般管理費率

一般管理費率の算出にあたっては、次のいずれか低い率を上限として適用する。

① 契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率の平均値

② 契約時の受託規程等で規定された一般管理費率

なお、②受託規程等がない場合は①と10%を比較して、いずれか低い方を適用する。

III. 一般管理費率の算出例

上記II. ①の損益計算書等による一般管理費率の算出例は、以下のとおり。

例) 民間企業の場合

損益計算書等の一般管理費の売上原価に対する比率として算出

一般管理費 ÷ 売上原価 × 100 = 一般管理費率

注) 小数点以下第2位を切り捨てする。

注) 損益計算書及び損益計算書に関する注記等で一般管理費が確認できない場合は、会計責任者の証明をもって、その企業の一般管理費とする。

例) 一般社団法人及び一般財団法人の場合

収支計算書の管理費の総事業費に対する比率として算出

管理費 ÷ 総事業費 × 100 = 一般管理費率

注) 小数点以下第2位を切り捨てする。

IV. 一般管理費率の確認

落札者においては、落札した入札書の内訳を提出する際に以下の資料を添付し、確認等を受けることとなる。

①直近3ヶ年の損益計算書等及び一般管理費平均値の算出根拠（様式不問）

②受託規程

研究開発費の応募・受け入れ等の状況（様式6）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・代表者及び各共同実施者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の他の競争的研究費等（国外のものを含む）（※）について、資金制度名毎に、事業課題名、事業期間、役割、本人受給事業費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「第2章 2.4(4) 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。
- ※ 国内外を問わず、競争的研究費等のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。
- ・「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照しますので、正確に入力してください。
- ・記入内容が事実と異なる場合には、不採択、採択されても後日取り消し又は減額配分となる場合があります。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この事業提案の選考中にその採否が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項のp.47に記載されたお問合せ先まで電子メールで連絡してください。
- ・面接選考の対象となった場合、他制度への申請書、計画書等を求める場合があります。

申請中・申請予定・受入中・受入予定の研究開発費

実施者名						
資金制度・研究資金等名 (配分機関・研究機関等名)	事業課題名 (代表者名)	申請中/ 申請予定/ 受入中/ 受入予定	役割 (代表/ 分担)	令和5年度 研究開発費 (期間全体額) (千円)	エフオ ート (%)	研究開発内容の相違点 及び他の研究開発費に 加えて本応募研究課題 に応募する理由

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

- ・該当する主たる事業者毎に表を作成してください。
- ・現在受入中又は受け入れが決定している助成等について、本人事業費（期間全体）が多い順に記載してください。
- ・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- ・「事業費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
- ・「エフォート」は、年間の全仕事時間（事業活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該事業の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください。
- ・本事業のエフォートと現在受給中の助成等のエフォートを合計して100%を超えないようにしてください。
- ・必要に応じて行を追加・削除してください。

人権の保護及び法令等の遵守への対応（様式7）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

本欄には、本件業務を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする開発、個人情報取扱いの配慮を必要とする開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする事業など法令等に基づく手続きが必要な事業が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述してください。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、事業機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述してください。

…様式7は、ここままで図表を含め1頁を超えないこと…

誓約書（様式8）

誓 約 書

私及び当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

「量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築」

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名
生年月日

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築 審査要領

（目的）

1. この審査要領は、「量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築」（以下「本事業」という。）の審査に関して必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（審査方法）

2. 本事業の審査は、申請のあった機関から提出された申請書を用いる。

審査に当たっては、審査委員（以下、「委員」という。）が申請書を基に書面審査を行うこととし、必要に応じて面接審査を行い、合議審査により採択を決定する。なお、面接審査を、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。）を利用して行う場合は別途定めた規定に従うこと（別添）。

（書面審査）

3-1. 書面審査では、申請書により、以下の（1）から（4）の4項目の各評点項目について、それぞれ下記の評点区分に従い5段階の絶対評価を行う。

5点・・・優れている

4点・・・適切である

3点・・・ほぼ適切である（内容の一部見直しが必要であるが採択可能）

2点・・・あまり適切でない（内容の大幅な見直しが必要）

1点・・・不適切である

3-2. 評点項目は次のとおりとする。

提案は実施概要に合致した内容であること。その上で、以下の観点から評価する。

（1）事業の達成目標の妥当性

① 目標設定は妥当か。

- ② 国内外のサマースクール（サイエンススクール）の動向、人材育成動向及びベンチマークの分析は適切か。コアコンピタンスが明確か。
- ③ 事業の成果について、量子技術の研究者育成のエコシステム形成に資するか、および広く他の研究分野への波及効果が期待できるか。

（２） 事業の実施計画（マイルストーン）の妥当性

- ① 目標達成を目指すためのマイルストーン設定は妥当か。
- ② 事業の目標や目的を達成するための実施計画が具体的かつ明確に設定されているとともに、実現性が高く妥当なものとなっているか。

（３） 事業の内容の妥当性

- ① 対象となる参加者の範囲、具体的な実施方法・協力体制、実施成果の評価方法や効果的な制作物・イベントについて十分に検討されているか。
- ② 参加者が将来的に多様な研究者キャリアパスの選択を可能とすることを念頭に、広い視野と高い見識をもつ契機となるよう配慮されているか。
- ③ 参加者に何らかのインセンティブが与えられるなど、より広く参入を呼び込むような工夫がされているか。
- ④ 研究分野ニーズの取り込みや分野融合の促進、国際的な水準の確保等を念頭に、複数の分野の知見を基にした新たなサイエンススクールの観点も含めて実施内容が検討されているか。
- ⑤ 新規性・進歩性を有するか。
- ⑥ その他、具体的な事業内容は妥当か。

（４） 事業実施体制の妥当性

- ① 代表者の能力、実績は妥当か。
- ② 事業者のそれぞれの能力、実績は妥当か。
- ③ 継続的な実施に向けた運営体制の構築がされているか。
- ④ 国内外の大学・研究機関・企業等との連携等、優れた若手人材が組織や分野の枠を超えて、量子技術に関する新たな知見・技能等を習得することができるような方策が講じられているか。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、加点要素となる。

(6) その他（点数化しない）

- ① 他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その事業との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。

3-3. 14点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。

（面接審査）

4-1. 書面審査の結果に基づき、必要に応じて面接審査対象機関を選定し、面接審査を実施するものとする。

4-2. 面接審査の進め方は次のとおりとする。

(1) 1応募機関当たりの面接審査時間の配分は以下を目安とするが、質疑応答等のためやむを得ない場合は、必要な範囲で増減することができる。

・ 応募機関による説明	15分	} 最大40分
・ 質疑応答	15分	
・ 審議及びコメントの記載	5～10分	

(2) 説明者は、各応募機関で3名以内とする。

(3) 説明資料として、申請書のほか、プレゼンテーション資料を使用できる。

4-3. 各委員は、面接審査の内容を踏まえ、3-2の(1)から(4)の4項目の各評点項目について、それぞれ下記の評点区分に従い5段階の絶対評価を行う。

5点・・・優れている

4点・・・適切である

3点・・・ほぼ適切である（内容の一部見直しが必要であるが採択可能）

2点・・・あまり適切でない（内容の大幅な見直しが必要）

1点・・・不適切である

（５）の評点項目について、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.4 点

・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.6 点

・認定段階 3＝0.8 点

・プラチナえるぼし認定＝1.04 点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝0.4 点

・トライくるみん認定＝0.48 点

・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。))＝0.48 点

・くるみん認定③（令和４年４月１日以降の基準）（令和３年改正省令による改正後の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定）＝0.48点

・プラチナくるみん認定＝0.6点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝0.6点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

（合議審査）

5－1. 書面審査、面接審査の結果に基づき、合議審査を実施するものとする。

（審査の開示・非開示）

6－1.

（１）審査内容及び資料については、非公開とする。

（２）選定の途中経過についての問い合わせには応じられない。

（３）審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表する。

（４）委員の氏名については、審査終了後に公表する。

6－2. 委員は、審査の過程で知ることのできた次の（１）～（７）に掲げる情報を他にもらしてはならない。

（１）申請書及びそれらの内容（採択されたもののうち、応募機関が情報提供に同意したものを除く。）

（２）応募機関の情報（公表された採択応募機関を除く。）

（３）審査に関連して各委員を特定できる情報（氏名、所属機関を含む。）及び各委員の発言内容

（４）各委員による審査評点、コメント及びその集計結果

（５）審査結果（応募機関に開示されるまでの間）

(6) 委員の氏名等（採択応募機関が決定され、委員氏名が公表されるまでの間）

(7) その他非公表とされている情報

(利害関係者の排除)

7-1. 委員は、応募機関との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないものとする。

(1) 応募機関の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合

(2) 委員が所属している法人等から申請があった場合

(3) 委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合

(4) 委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を委員自身が受けている場合

(5) 委員自身と応募機関との間に、過去5年以内に取引があり且つ応募機関からその対価を委員自身が受け取っている場合

(6) 委員自身が、応募機関の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(7) その他、委員会において、審査に加わらないことが適当であると判断された場合

7-2. 委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

①委員と応募機関との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

委員は、その利害関係を有している応募機関の審査から外れなければならない。

②それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、応募機関（応募機関が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合※も、その応募機関の審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が、企画提案書の中の代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係

- ・ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究會メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

（不公正な働きかけについての申し出）

8. 委員は、応募機関から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室にそのことを申し出なければならない。

（秘密保持）

9. 委員は審査の過程で知りえた個人情報及び応募機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこと。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理し、審査終了後、審査書類等は委員において適切に廃棄すること。

Web 会議システムを用いた面接審査について

「量子サイエンススクールプログラムの運営体制の構築」（以下「本事業」という。）の Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を用いた面接審査を行うに際して必要な事項を、以下の通り定める。

1. 主査が必要と認めるときは、面接審査のその全部又は一部を Web 会議システムを利用して開催することができる。
2. 上記 1. により Web 会議システムを利用した委員及び応募機関の出席者は、当該面接審査の出席者とみなすものとする。
3. Web 会議システムの利用において、被評価者の映像または音声を送信または受信できなくなった場合は、一時面接審査を中断し、回復した後に再開する。一定時間回復しなかった場合は、審査の扱いについて評価者間で議論した後に再審査の実施等について決定することとする。
4. Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂であって情報漏洩のおそれのない個室その他これに類する環境で行わなければならない。
5. 委員及び応募機関は、Web 会議システム参加に関する情報(URL、会議室番号、パスワード等)を予め登録された者以外に供与してはならない。
6. 委員及び応募機関は、Web 会議システムを利用した当該面接審査において、録音・録画・スクリーンショット等による電磁的な記録をしてはならない。